

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 免許状更新講習

(2019年度第一期特別支援教育専門研修)

当研究所は、免許状更新講習規則第1条第4号に規定する免許状更新講習の開設者指定を受けており、各期の特別支援教育専門研修において、必修、選択必修、選択領域合わせて30時間の更新講習を開設しています。(※一般募集はしません。)

講習の名称：平成30年度第二期特別支援教育専門研修

必修領域、選択必修領域、選択領域について、文部科学大臣より開設決定

1. 免許状更新講習の対象となる方

今回、免許状更新講習の対象となる方は、特別支援教育専門研修の研修員で、次の要件を満たす方が対象となり、別途受講申込書の提出が必要となります。

新免許状(平成21年4月1日以降に初めて授与された免許状)と、旧免許状(平成21年3月31日以前に授与された免許状)では、修了確認期限等の確認手続きが異なりますので、ご自身の免許状をご確認ください。

なお、当研究所の選択領域の講習は、栄養教諭の免許状に対し履修認定ができませんので、予めご承知おきください。

○旧免許状所持者

生年月日が次のいずれかにあてはまる方。

昭和39年4月2日～昭和40年4月1日	最初の修了確認期限：平成32年3月31日 免許状更新講習の受講期間及び申請期間 ：平成30年2月1日～平成32年1月31日
昭和49年4月2日～昭和50年4月1日	
昭和59年4月2日～昭和60年4月1日	

昭和40年4月2日～昭和41年4月1日	最初の修了確認期限：平成33年3月31日 免許状更新講習の受講期間及び申請期間： 平成31年2月1日～平成33年1月31日
昭和50年4月2日～昭和51年4月1日	
昭和60年4月2日～	

○新免許状所持者

所持している免許状に記載されている有効期間満了日を確認してください。

有効期間の異なる複数の免許状を所持している場合は、その最も遅く満了するものが、自動的に全ての免許状の有効期間となります。

更新講習の受講は、有効期間満了日の2年2か月前から可能となります。

2. 受講申込について

別添の受講申込書(本研究所ホームページに後日掲載予定。)に必要事項を記入し、受講申込書証明者欄に勤務校の校長名で証明を受けた上で、4月25日(木)までに郵送により申込みください。

3. 更新講習の履修に当たって

- (1) 更新講習の該当授業については、受講者に対しておって連絡します。
- (2) 教員免許状更新講習修了認定に関する基準に基づき、修了認定は筆記試験により行い、必修、選択必修、選択の別に、別途時間を設定して行います。

4. 留意事項

- (1) 提出された解答用紙は、返却しません。
- (2) 修了認定試験の合格者には、更新講習履修証明書を特別支援教育専門研修終了後に郵送で交付します。
- (3) 更新講習履修証明書交付前の可否の問い合わせには、応じられません。
- (4) 更新講習受講の詳細については、各期の専門研修開講時のオリエンテーションで説明します。

※各種申請手続きは免許管理者である各都道府県教育委員会にご確認いただき、円滑に講習を受講し、申請手続きを行ってください。

【 免許状更新講習について 】

平成 19 年 6 月の改正教育職員免許法の成立により、平成 21 年 4 月 1 日から教員免許更新制が導入されています。

教員免許更新制は、その時々で教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることで、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目指すものです。

この制度導入により、平成 21 年 3 月 31 日までに授与された教員免許状（旧免許状）には有効期間は定められませんが、旧免許状をもっている現職教員や教育委員会において学校教育又は社会教育に関する指導等を行う者には、各自の修了確認期限前の 2 年間のうちに大学などが開設する 30 時間以上の免許状更新講習を受講・修了し、免許管理者である都道府県の教育委員会に申請して更新講習修了確認を受けることの義務が課せられています。

また、平成 21 年 4 月以降に授与される教員免許状（新免許状）には 10 年間の有効期間が定められています。新免許状を持っている現職教員などの受講対象者は有効期間の満了までの 2 年間のうちに大学などが開設する 30 時間以上の免許状更新講習を受講・修了し、免許管理者である都道府県の教育委員会に申請して有効期間を更新することが必要となるため、旧免許状所持者と同様に必要な講習の受講・修了と諸手続が必要となります。

受講対象者や免除対象者、講習受講や必要な申請手続等を行うために必要となる各自の最初の修了確認期限や有効期間、免許状更新講習の受講のしかた等については、文部科学省のホームページ等をご参照ください。

(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/index.htm)

【 更新講習の内容 】

更新講習は、免許状更新講習規則第四条に定められている次の表に掲げる項目及び内容を含むものとされており、これに基づいて開設する大学等が具体的な講習内容、方法を定めることとなります。なお、一から三の各領域を取り扱う講習は 6 時間以上で開設します。

領域（時間数）	項目	内容
一 必修領域 全ての受講者が受講する領域 （6時間）	イ 国の教育政策や世界の教育の動向	a 国の教育政策 b 世界の教育の動向
	ロ 教員としての子どもの観、教育観等についての省察	c 子ども観、教育観等についての省察 d 教育的愛情、倫理観、遵法精神その他教員に対する社会的要請の強い事柄
	ハ 子どもの発達に関する脳科学、心理学等における最新の知見（特別支援教育に関するものを含む。）	e 子どもの発達に関する、脳科学、心理学等の最新知見に基づく内容 f 特別支援教育に関する新たな課題（LD、ADHD）
	ニ 子どもの生活の変化を踏まえた課題	g 居場所づくりを意識した集団形成 h 多様化に応じた学級づくりと学級担任の役割 i 生活習慣の変化を踏まえた生徒指導 j 社会的・経済的環境の変化に応じたキャリア教育 k その他の課題 l カウンセリングマインドの必要性
二 選択必修領域 受講者が所有する免許状の種類、勤務する学校の種類又は教育職員としての経験に応じ、選択して受講する領域 （6時間）		イ 学校を巡る近年の状況の変化 ロ 学習指導要領の改訂の動向等 ハ 法令改正及び国の審議会の状況等 ニ 様々な問題に対する組織的対応の必要性 ホ 学校における危機管理上の課題 ヘ <u>免許法施行規則第二条第一項の表備考第5号に規定するカリキュラム・マネジメント</u> ト <u>育成を目指す資質及び能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善</u> チ 教育相談（いじめ及び不登校への対応を含む。） リ 進路指導及びキャリア教育 ヌ 学校、家庭並びに地域の連携及び協働 ル 道徳教育 ヲ 英語教育 ワ 国際理解及び異文化理解教育 カ 教育の情報化（情報通信技術を利用した指導及び情報教育（情報モラルを含む。）等） ヨ その他文部科学大臣が必要と認める内容
三 選択領域 受講者が任意に選択して受講する領域 （18時間）		幼児、児童又は生徒に対する教科指導及び生徒指導上の課題